

款に違反する事実や著しく不当な事実があると認めるときは、理事会に報告しなければならない。理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。また、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他の資料は調査し、法令及び定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告しなければならないとされている。

法人と監事の関係も委任に関する規定に従うため、善良なる管理者としての注意義務を負い、法人又は第三者に対する損害賠償責任についても理事と同様に定められている。(シルバー連合における機関設計や理事及び監事の役割などの詳細は、運営の手引運営編第1章第2節(P45)及び第2章第1節(P125)を参照)

第2章・公益法人会計基準

第1節 公益法人会計基準の概要

1 平成20年公益法人会計基準

公益法人会計基準とは、法律ではないものの、長い間の実務慣行や既存の公益法人等の会計制度を集約した上で定められた公益法人等が拠るべき会計上の「規範」というべきものである。外部へ公表する財務諸表を作成するための基本的なルールを定めたものであり、公益法人等の健全な運営に資することを目的としている。

公益法人会計基準は、環境の変化に対応しながら、昭和52年、昭和60年、平成16年、平成20年と過去4回公表されている。

昭和52年基準及び昭和60年基準は、提供された資金の流れやその有り高を報告することを重視した、収支計算書を中心とする計算書類作成の基準であった。

これに対して平成16年基準では、以下の基本的な考え方に基づく、収支計算からの全面的な改正が行われた。

- ・ 広く一般に用いられている企業会計の手法を可能な限り導入し、公益法人のディスクロージャー(財務情報の透明化)を充実させるとともに、事業の効率性を分かりやすく表示すること
- ・ 寄附者、会員等の資金提供者の意思に沿った事業運営状況を会計上明らかにすることにより、法人の受託責任を明確にすること
- ・ 公益法人の自律的な運営を尊重するとともに、外部報告目的の財務諸表を簡素化すること

また、平成20年基準は、平成16年基準の考え方を踏襲しながら、前述の公益法人制度改革に対応させるため以下の趣旨を加えた、いわばマイナーチェンジされたものといわれている。

- ・ 公益法人制度改革関連三法における会計に関する書類の定めとの整合性を図ること

平成20年会計基準は、会計基準のフレームのなかで新公益法人制度が求める基礎的情報の提供をスムーズに行うために、平成16年会計基準の基本的な枠組みや考え方を維持しつつ、新制度に対応する会計基準に修正することが適当であるとして設定されたものである。

2 公益法人会計基準の特徴

(1) 正味財産の区分

一般の企業においては、投資家が利益を求めて企業に資本を提供(投資)し、配当を通

じて利益の分配を受ける。投資家から見れば、資本の払い込みは投資という手段であり、利益はその目的である。企業会計の重要な視点の1つが、正味財産の増減における払い込まれた資本と獲得した利益を厳密に区分するところにあるのはこのためである。

これに対して、利益の分配が行えない公益法人においては、資本の払い込みではなく、寄附という形で資金の拠出を受けることとなる。公益法人会計の重要な側面の1つは、どのような寄附を受け入れたのか、それらの寄附をどのように使用したかを明らかにすることであり、寄附者との約束で用途が制約されている部分を指定正味財産とよび、公益法人の正味財産は指定正味財産と一般正味財産とに区分される。

(2) 会計の区分

公益法人会計基準では、「法令の要請等により、必要と認められた場合には会計区分を設けなければならない」とされ、会計区分を前提とした貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表が示されている。

具体的には、法人会計（管理部門）を除く、事業に係る会計につき、収益事業を行う場合には収益事業等に関する会計を公益目的事業に関する会計（公1、公2と事業ごとに区分）から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならないこととされ、その結果、内訳表において以下の3区分の会計として（収益事業等については更にその収益事業等ごとに）表示することとなる。

なお、事業を区分して経理することは、収益事業等に限らず、公益目的事業にも共通して求められている。

- ① 公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）
- ② 収益事業等に関する会計（収益事業等会計）
- ③ 管理業務や法人全般に係る事項（公益目的事業や収益事業等に属さない事項）に関する会計（法人会計）

3 一般原則

公益法人会計基準においては、公益法人の会計処理及び手続き並びに財務諸表の表示方法について、従うべき原則（一般原則）として、四つの原則を掲げている。

- ① 真実性の原則・明瞭性の原則
財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない
- ② 正規の簿記の原則

財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成されなければならない。

③ 継続性の原則

会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

④ 重要性の原則

重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。

公益法人は、これらの原則に従って、財務諸表等を作成しなければならないものとされている。

第2節 財務諸表等

1 財務諸表の範囲

公益法人会計基準においては、「財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。」とされている。平成20年会計基準と平成16年会計基準との差異を表にまとめると以下ようになる。

◇ 公益認定シルバー人材センターの会計処理変更点

平成16年改正：公益法人会計基準	平成20年改正：公益法人会計基準																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">財務諸表 特色・決算書類</td> <td>財務会計(損益計算会計)</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表</td> </tr> <tr> <td>正味財産増減計算書</td> </tr> <tr> <td>財産目録 キャッシュ・フロー計算書 (大規模法人のみ)</td> </tr> <tr> <td>管理会計(資金会計)</td> <td>財務会計(損益計算会計)</td> </tr> <tr> <td>収支予算書</td> <td>貸借対照表 貸借対照表内訳表 (収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる法人。 なお、いったん50%超の繰入れを行なった場合には、その後の繰入れが50%に留まったときでも、継続性の観点から区分経理を維持することが適当。)</td> </tr> <tr> <td>収支計算書</td> <td>正味財産増減計算書 正味財産増減計算書内訳表 キャッシュ・フロー計算書 (収益の額、費用及び損失の額が1000億円以上又は負債の額が50億円以上の大規模法人の場合)</td> </tr> <tr> <td>受託者の会計 社団… 会員、寄付者等利害関係者</td> <td>附属明細書 財産目録</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理会計(損益計算会計) 収支予算書(公益法人のみ損益ベース)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理会計(資金会計) 収支計算書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託者の会計 社団… 会員、寄付者等利害関係者</td> </tr> </table>	財務諸表 特色・決算書類	財務会計(損益計算会計)	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録 キャッシュ・フロー計算書 (大規模法人のみ)	管理会計(資金会計)	財務会計(損益計算会計)	収支予算書	貸借対照表 貸借対照表内訳表 (収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる法人。 なお、いったん50%超の繰入れを行なった場合には、その後の繰入れが50%に留まったときでも、継続性の観点から区分経理を維持することが適当。)	収支計算書	正味財産増減計算書 正味財産増減計算書内訳表 キャッシュ・フロー計算書 (収益の額、費用及び損失の額が1000億円以上又は負債の額が50億円以上の大規模法人の場合)	受託者の会計 社団… 会員、寄付者等利害関係者	附属明細書 財産目録		管理会計(損益計算会計) 収支予算書(公益法人のみ損益ベース)		管理会計(資金会計) 収支計算書		受託者の会計 社団… 会員、寄付者等利害関係者
財務諸表 特色・決算書類		財務会計(損益計算会計)																	
		貸借対照表																	
		正味財産増減計算書																	
	財産目録 キャッシュ・フロー計算書 (大規模法人のみ)																		
管理会計(資金会計)	財務会計(損益計算会計)																		
収支予算書	貸借対照表 貸借対照表内訳表 (収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる法人。 なお、いったん50%超の繰入れを行なった場合には、その後の繰入れが50%に留まったときでも、継続性の観点から区分経理を維持することが適当。)																		
収支計算書	正味財産増減計算書 正味財産増減計算書内訳表 キャッシュ・フロー計算書 (収益の額、費用及び損失の額が1000億円以上又は負債の額が50億円以上の大規模法人の場合)																		
受託者の会計 社団… 会員、寄付者等利害関係者	附属明細書 財産目録																		
	管理会計(損益計算会計) 収支予算書(公益法人のみ損益ベース)																		
	管理会計(資金会計) 収支計算書																		
	受託者の会計 社団… 会員、寄付者等利害関係者																		